

情報公開文書（ニカルジピン）

作成日： 2026年 1月 14日

当院の未承認新規医薬品等を評価する委員会において下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことにして、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常診療における不利益はございません。本内容に関して拒否される場合やご質問がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

医療の内容	高血圧性緊急症に対するニカルジピン塩酸塩注の原液投与
実施責任者	中東遠総合医療センター 病院長 宮地正彦
対象者	高血圧性緊急症に対する厳密な血圧管理が必要な患者様
承認日	2026年 1月 19日
対象期間	承認から永続的
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>高血圧に対する治療の際、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。ニカルジピン注射液は、添付文書において、0.01%～0.02%（1ml当たり 0.1～0.2mg : 5倍～10倍）に希釈して投与することとされています。しかしながら、血圧性緊急症にて迅速かつ厳格な血圧管理が必要な場合や輸液量を制限する必要がある場合など、添付文書で規定された5倍～10倍希での投与が難しいケースがあります。当院では希釈が適さないと判断される患者様に対して添付文書に記載された5倍希釈より濃い濃度で投与することがあります。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>添付文書に記載されている濃度を超える濃度で使用する場合、静脈炎のリスクが上昇します。投与中はメイン点滴ルートからの十分な輸液や点滴部位の疼痛、皮膚症状の観察を行います。静脈炎が発現した場合には、カテーテルの差し替えや添付文書に沿った希釈法に変更することで対処します。</p>
お問い合わせ先	中東遠総合医療センター 薬剤部 電話番号：0537-21-5555